

特定事業所集中減算算定表等作成上の注意について

1 記入に当たっての注意

- ① 高齢者サポートセンターから委託を受けている介護予防サービスは含めないでください。・・・介護予防サービスは除く。
- ② 判定期間における居宅サービス計画の総数は、その月の利用者の人数（給付管理の件数）としてください。
- ③ 訪問介護等を位置付けた計画数は、その月の利用者のうち訪問介護等を利用している人数としてください。
- ④ 月遅れ請求分については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- ⑤ 紹介率最高法人の居宅サービス計画数は、訪問介護等を利用している人のうち、紹介率最高法人のサービスを利用している人数としてください。
- ⑥ 紹介率最高法人の件数について、事業所単位でなく、法人単位で集計してください。
- ⑦ 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合等、件数の数え方は以下のとおりです。（例は、訪問介護ですが他の介護サービスも同様です）
 - 例ア) 二つの訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所A及び事業所Bに利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件です。
 - 例イ) 訪問介護事業所を運営している甲法人の、事業所Aと事業所Bにそれぞれ利用者を1名ずつ計画している場合、利用者が2名なので訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は2件です。
 - 例ウ) 別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者1名を計画している場合、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は1件です。
 - 例エ) 利用者1名が甲法人の運営する事業所A、及び乙法人の運営する事業所Cに計画され、別の利用者1名が乙法人の運営する事業所Dに計画されている場合、乙法人が紹介率最高法人となり、訪問介護に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数は2件です。
- ⑧ 「居宅サービス計画の総数」 \geq 「各サービスを位置付けた計画数」 \geq 「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」となっているか必ず確認してください。

2 通所介護等について

通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という）については、

- ・それぞれ個別に計算する方法
- ・双方を合算して計算する方法

のいずれかで計算してください。ただし双方を合算する場合には、算定表の「サービス名称」の欄に「通所介護等」と記載してください。

3 算定表について

- ①「サービスの名称」については、正式名称で記載してください。（省略名称可）
- ②「判断基準」4（2）に該当するなど、割合について再計算が必要な場合には表の余白部分に「再計算書あり」と記載したうえで、集計表及び再計算書等を添付してください。
- ③「特定事業所集中減算に係る「正当な理由」の判断基準」（以下、「判断基準」という。）に基づき判断します。算定表に記入する正当理由の番号等については、別紙「判断基準」を参照してください。
- ④記入にあたっては、該当する番号等を省略することなく記載してください。
（記載例：4（2）ア①など）